

家畜衛生だより

令和5年1月3日 No.54
庄内家畜保健衛生所
庄内地区家畜畜産物衛生指導協会
TEL 0235(68)2151
FAX 0235(66)2466

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る 移動制限区域の解除について

- ・令和4年12月8日に発生した事例について、防疫措置が終了した12月12日から21日が経過したことから、令和5年1月3日に移動制限区域（発生農場から半径3km以内）が解除されました。
- ・移動制限区域の解除に伴い、藤島体育館駐車場での消毒ポイントの運営も終了しました。

防疫対策を徹底しましょう！！

国内では高病原性鳥インフルエンザの発生が継続しております（23道県54事例）。ウイルス侵入防止のため、特に次の3つの項目の対策の徹底をお願いします。

- ① 農場敷地内や鶏舎の周りの消毒を徹底しましょう。（消石灰の雪上への散布より消毒効果はありますが、融雪による希釈やpHの変化による効果減弱には注意が必要です）
- ② 農場に入る場合には、衛生管理区域専用の衣服と長靴への交換、さらに鶏舎に入る場合には専用長靴への交換を徹底しましょう。可能な範囲で交換前後の衣服や長靴の動線が交差しないようにしましょう。
- ③ 消毒の際は、長靴等の汚れをしっかりと落としてから消毒しましょう。消毒薬は適切な濃度（クリアキル等の逆性石けんは、低温により消毒効果が減弱するので濃度は高め）で使用し、汚れた都度、または1日1回以上交換しましょう。

鶏に異状が認められた場合は速やかに連絡してください！

庄内家畜保健衛生所: 0235-68-2151

（夜間・休日は緊急携帯電話へ転送されます）